

## 第2章 各国にみる労働施策の概要と最近の動向

### アメリカ

#### 1 経済情勢

アメリカ経済は2001年3月から景気後退期に入ったが、2001年第4四半期に景気が反転して以降、連続でプラス成長となっていた。しかし、2007年夏以降のサブプライム住宅ローン問題に端を発する住宅金融市場の混乱に加え、エネルギー価格高騰等の影響を受けた個人消費の減速等から内需は落ち込み、2007年12月より景気後退局面に入り、2009年1-3月期には前期比年率▲6.4%と大幅なマイナス成長を記録した。

〈表2-3〉米国の実質GDP成長率

年 月	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008				2009		
							1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
実質GDP成長率	1.8	2.5	3.6	3.1	2.7	2.1	-0.7	1.5	-2.7	-5.4	-6.4	-0.7	2.2

資料出所 連邦商務省経済分析局[BEA]ホームページ  
National Economic Accounts-Gross Domestic Product  
(注) 四半期の数字は季節調整値、実質GDP成長率の四半期数値に関しては、前期比年率

#### 2 雇用・失業対策

##### (1) 雇用・失業情勢

失業率は、雇用の好調さを反映して2000年まで低下が続いていたが、2001年に入るところから上昇し、2003年には6.0%まで上がった。しかし、2004年以降、低下傾向が続き2007年は4%台で推移していたが、2008年3月に5.1%となった。その後失業率は引き続き上昇し、2009年9月の失業率は9.8%となり、1983年6月以来、26年3ヶ月ぶりの高い水準となった。非農業雇用者数も景気後退入り(2007年12月)以降では720.5万人の減少と大幅に悪化している。

〈表2-4〉米国の雇用・失業の動向

年 月	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008				2009		
							1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9
労働力人口	144,863	146,510	147,401	149,320	151,428	153,124	153,871	154,228	154,565	154,653	154,235	154,811	154,235
就業者数	136,485	137,736	139,252	141,730	144,427	146,047	146,253	146,032	145,241	143,924	141,587	140,459	139,339
失業者数	8,378	8,774	8,149	7,591	7,001	7,078	7,619	8,196	9,324	10,729	12,648	14,352	14,895
失業率	5.8	6.0	5.5	5.1	4.6	4.6	5.0	5.3	6.0	6.9	8.2	9.3	9.7
16~19歳	16.5	17.5	17.0	16.6	15.4	15.7	16.8	17.8	19.7	20.5	21.6	23.1	25.4
20~24歳	9.7	10.0	9.4	8.8	8.2	8.2	9.1	9.7	10.6	11.5	13.2	14.9	15.1

資料出所 連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

〈表2-5〉米国における産業別被用者数の推移

年	被用者数					
	2003	2004	2005	2006	2007	2008
非農業雇用者計	13,000 (-34)	13,144 (144)	13,370 (226)	13,609 (239)	13,760 (151)	13,707 (-53)
鉱業	57 (-1)	59 (2)	63 (4)	68 (5)	72 (4)	77 (5)
建設業	674 (2)	698 (24)	734 (36)	769 (35)	763 (-6)	722 (-41)
製造業	1,451 (-75)	1,432 (-19)	1,423 (-9)	1,416 (-7)	1,388 (-28)	1,343 (-45)
うち耐久財	896 (-52)	893 (-3)	896 (3)	898 (2)	881 (-17)	848 (-33)
非耐久財	555 (-23)	539 (-16)	527 (-12)	517 (-10)	507 (-10)	496 (-11)
卸売・小売業、運輸、電気・ガス・水道等事業	2,529 (-21)	2,553 (24)	2,596 (43)	2,628 (32)	2,663 (35)	2,639 (-24)
うち小売業	1,492 (-11)	1,506 (14)	1,528 (22)	1,535 (7)	1,552 (17)	1,536 (-16)
情報通信業	319 (-21)	312 (-7)	306 (-6)	304 (-2)	303 (-1)	300 (-3)
金融、保険、不動産業	798 (13)	803 (5)	815 (12)	833 (18)	830 (-3)	815 (-15)
専門的サービス、対事業所サービス	1,599 (1)	1,639 (40)	1,695 (56)	1,757 (62)	1,794 (37)	1,778 (-16)
うち労働者派遣業	222 (3)	239 (17)	255 (16)	264 (9)	260 (-4)	234 (-26)
教育・健康関連サービス	1,659 (39)	1,695 (36)	1,737 (42)	1,782 (45)	1,832 (50)	1,886 (54)
余暇、レクリエーション	1,217 (18)	1,249 (32)	1,282 (33)	1,311 (29)	1,343 (32)	1,346 (3)
その他サービス	540 (3)	541 (1)	540 (-1)	544 (4)	549 (5)	553 (4)
連邦・州・地方政府	2,158 (7)	2,162 (4)	2,180 (18)	2,197 (17)	2,222 (25)	2,250 (28)

資料出所 連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ  
(注) 2006年の数字は速報値。カッコ内は前年との差。

**(2) 雇用・失業対策の概要****a 行政機関****(a) 連邦政府・州政府**

アメリカにおける労働力の需給調整は基本的に州の責任とされており、連邦政府の主要な役割は連邦法に基づく指示・監督、連邦助成金予算の配分、技術的援助である。

1933年制定のワグナー・ペイザー法 (Wagner-Peyser Act) が、全国職業サービス制度を全米に設置することを規定している。なおワグナー・ペイザー法は、1998年労働力投資法 (Workforce-Investment Act of 1998: WIA) によって修正されているが、現在も連邦労働省の雇用対策の主要根拠法となっている。

連邦政府では、労働省が雇用・失業対策行政を所掌している。労働省の雇用訓練局 (Employment and Training Administration: ETA) が雇用及び職業訓練に係る政策・法令を所掌する。

州政府では、各州の労働担当省 (名称は Department of Labor、Department of Labor & Workforce Development、Department of Employment Security など) が雇用・失業対策行政を所掌している。

**(b) 公共職業サービス**

各州にある公共職業サービス機関は、各州が所掌・運営しており、その多くは、州にある各種職業訓練機関 (公立 (郡立、市町村立も含む各種学校、州立大学等) 又は民間 (トラック運転学校、コンピュータ学校、各種単科大学等) の訓練施設一般)、コミュニティ・カレッジ<sup>(注1)</sup>等と共同で運営されている。

名称は各州で異なっている (Employment Office、Employment Services Office など) が、雇用サービス事務所 (Office of Employment Services) と総称される。職員の身分は、州職員であり、職員数は全国で約2万人 (1999年。これ以降の職員数に係る統計は無いが、労働省の職種別雇用統計からは2007年で1万人程度と推定される。) である。

公共職業サービス機関の業務は、州により異なるが、労働者に対しては職業紹介、職業訓練プログラムの紹介などを、事業主に対しては求職者紹介、労働市場情

報の提供などを行っているほか、失業保険業務も実施している。

公共職業サービス機関の運営財源は一次的には州の財源によるが、連邦政府はワグナー・ペイザー法に基づき、各州に対して、公共職業サービス機関の運営について助成金を支給している (連邦労働省の2008会計年度予算では、州職業サービス業務取扱事務費 (Employment Service Grants to States) に約6億9千万ドル計上している)。

**b 労働力投資法とワンストップ(キャリア)センターの整備**

クリントン大統領時代の1998年に制定された労働力投資法において、求職者が1か所で、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」(One-Stop [Career] Center) を各州が整備することが規定された。これ以降、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められ、現在、支所もあわせて全国で約3,100か所運営されている。

なお、各州で収集された職業紹介情報 (求人・求職情報) は、連邦労働省・各州などが運営するインターネットサイト「アメリカジョブバンク」(America's Job Bank ; www. ajb. org) に登録され、オンラインで州を越えて職を求める者などに情報提供が行われている。

**(3) 若年者雇用対策**

市場原理重視かつ自助原則の国柄で、連邦レベルの若年者雇用対策は少ない。ただし、社会的に不利な立場に置かれた若者に対しては、ジョブ・コアにより、毎年15億ドルもの予算を投入するなど、積極的な働きかけを実施している。

**a ジョブ・コア (Job Corps、1964年～)**

経済的に不利な立場にある無職の青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させる教育・職業訓練を実施するアメリカ最大規模の若者に対する教育・職業訓練プログラムである。

経済的に不利な立場にある16～24歳の若者が対象である。寮に宿泊しながら、基本的なしつけ、読み書き、算数など基礎的な学習や職業訓練を実施する。参

加費は無料であり、毎月小遣いが支給される。

#### b WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Programs、1998年～)

アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop [Career] Center)と連携した地方公共団体等で実施される14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して連邦政府が給付金を提供するプログラムである。

#### (4) 高齢者雇用対策

高齢者を対象とした連邦レベルの唯一の雇用施策は、高齢者地域社会サービス雇用事業である。

#### a 高齢者地域社会サービス雇用事業 (Senior Community Service Employment Program)

##### (a) 概要

高齢者地域社会サービス雇用事業は、1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)に基づくプログラムである。高齢者地域社会サービス雇用事業は、仕事がない低所得の高齢者のためにパートタイム労働の機会を提供し、一般の雇用に結びつけることを目的としており、高齢者に支払われる賃金を含めすべての経費が連邦政府から助成される。

##### (b) 適用範囲

55歳以上の高齢者で低所得の者。

##### (c) 具体的内容

州・地方政府や、連邦労働省から指定を受けた非営利団体が雇用機会の乏しい55歳以上の者を雇い入れる。参加者は、平均で週20時間、非営利団体や公共機関で訓練活動として福祉サービスの提供、環境美化、自然保護などの地域サービスに従事する。

賃金は、連邦最低賃金(\$7.25/時(約749円)<sup>(注2)</sup>)、州最低賃金のいずれか高い方が支給される。参加者はこのほか、講義、指導、コミュニティカレッジの受講などの訓練や求職活動への支援が受けられる。また、このプログラムを実施するために必要なすべての経費

が連邦政府から助成される。

#### (d) 利用実績等

2005年度(2006年6月まで)は、定員約6万1千人で、4億3,340万ドル(約504億円)の資金が各州や指定団体に配付された。なお、参加者は就職等により入れ替わるので、年間で延べ10万人程度が参加することとなる。

#### (5) 失業保険制度(補足的な失業者扶助制度を含む。)

##### a 制度の概要

社会保障法に基づき、連邦・州失業保険(Federal-State Unemployment Compensation ; UC)プログラムが整備され、連邦労働省が制度のガイドラインを決めて監督し、各州が独自のプログラムを管理運営している。制度の主要な目的は、①非自発的失業者に対する一時的所得補償②景気後退期における経済の安定確保である。制度の実態は、各州のそれぞれ独立したプログラムの集合体であるが、連邦政府のガイドラインに沿っていることもあり、給付の対象者、給付期間、給付額等の基本的な項目については、各州おおむね似通っている。

##### b 根拠法令

連邦失業税法及び社会保障法により失業保険制度の枠組みが定められている。連邦失業税法は制度の適用範囲を定め、各州のプログラムに一定の要件を課すが、受給資格、欠格条項、給付額、支給期間等制度の具体的詳細については州が決定する。また、社会保障法は、各州への連邦補助金等に関する規程を定めている。

##### c 運営主体

州政府

##### d 財源

事業主負担の保険料

(アラスカ、ニュー・ジャージー、ペンシルベニアの3州は労働者負担あり)

##### e 保険料率

州ごと及び事業所ごと(雇用者受給実績、レイオフ

実績等)に異なる。税額控除後の実質的な料率の全米平均は0.66%。

#### f 対象事業主

州ごとに異なる。一般的には、①当該年又は前年のいずれかの四半期に合計1,500ドル以上の給与を支払ったか、又は②1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主。

#### g 対象労働者

失業保険税を支払う事業主の雇用者。入職時の「被保険者」届出等は特になく、次に挙げる受給要件に事後的に該当すれば受給可。

#### h 給付内容

失業手当のみ(州によっては扶養者増額有)。所得課税あり。

#### l 受給要件

州ごとに異なる。一般的には、①離職前5四半期に一定の雇用期間及び給与所得があること<sup>(注3)</sup>、②求職の能力及び意欲があること、③離職理由が懲戒解雇又は自己都合でないこと、などとなっている。

#### j 受給期間

州ごとに異なる。一般的には26週を上限とする。現在は連邦政府による経済対策の一環として給付延長が行われており、延長に必要な連邦政府補助の受け入れ判断をした州では、州の失業情勢などの条件により最長で99週まで受給可。

(2009年11月現在)

#### k 給付水準

州ごとに異なる。一般的には平均週給の5割程度の額で、最低額及び最高額の定めがある(5ドル～862ドル程度)。

#### l 待機期間

州ごとに異なる。ゼロ～1週間程度。

#### m 給付延長措置

2009年11月6日に失業手当の給付期間延長等を内容とする「労働者、住宅所有者及びビジネス支援法案」(Worker, Homeownership and Business Assistance Act of 2009, H.R.3548)が成立し、失業手当給付の延長等が決まった。一連の給付延長措置により個人が受給できる上限は、以下の通り

〈表2-6〉

	基本	州の状況による	
本来給付	26週		
延長給付 (Extended Benefits)		最大 20週	
2008年6月の延長	13週		
2008年11月の延長	7週	失業率 6%超の州 13週	
2009年11月の延長	14週	失業率 8.5%超の州 6週	
計	60週	39週	99週

(注1) 延長給付(Extended Benefits)は法的に設けられている制度、失業率が高い状況下において失業給付期間を使い果たした失業者に対して支払われる給付であり通常13週、失業率が特に高い場合にはさらに7週追加給付(合計20週)を行っている州もある。

(注2) 失業手当を最大で99週受給できる者は、上記表の本来給付、延長給付、延長措置を最大で運用している州の場合に限る。

#### n COBRA(失業期間中の医療保険保障)とその補助

米国における公的医療保険制度としては、高齢者及び障害者に対するメディケア及び低所得者に対する公的扶助であるメディケイドがある。その他に対する医療保険は、民間医療保険を中心に行われており、事業主が保険料を負担して医療保険のカバーを受けている労働者も多い。このように雇用主提供型医療保険により医療保険のカバーを受けていた者は、解雇されると同時に医療保障も失ってしまうこととなるため、1985年予算調整法(COBRA: Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act of 1985)の規定により、当該医療保険に継続加入できる仕組みが設けられている。

2009年2月17日に成立した「米国再生・再投資法」の中で、COBRAの加入支援策として269億ドル(約2兆7,800億円)が盛り込まれた。これにより、本来であれば加入を見送っていた人の中で、最大200～300万人がCOBRAに加入できることになる。



(a) COBRAの内容

失業直前に勤務していた企業(20名以上<sup>(注4)</sup>)から提供されていた医療保険に、解雇後60日以内に申し込むことで、従前の保険料(事業主+本年負担分)の102%(2%分は事務費用)を支払うことで、同内容で継続して加入することが出来る。加入期間は最大18ヶ月。

〈表2-7〉COBRA保険料負担について(2008)

	失業保険による 平均月収	COBRAの平均 月額保険料	平均住居費・ 食費合計
家族	1,278ドル	1,069ドル	N/A
個人	1,278ドル	388ドル	800ドル

出典：FAMILIESUSA

(b) 景気対策法による支援

2008年9月1日から2009年12月31日の間に失業し、かつ課税所得が12万5,000ドル(個人：約1,292万円)及び25万ドル(世帯：約2,584万円)以下の人に対して、保険料の65%を政府が補助する。対象者は35%自己負担分のみを支払い、企業が65%を負担するが、負担分は課税控除によって償還される。期間は最大9ヶ月。

(6) 職業能力開発対策

連邦政府の行う職業訓練施策は、労働省、教育省が管轄している。

主な対象者は、社会福祉受給者、貧困にある成人と若年者、非自発的離職者の3グループで、この3グループを対象にした施策が行われている。

職業能力開発の主要連邦法である1998年制定の労働力投資法により、求職者が、職業紹介、失業保険、教育・職業訓練情報などのサービスを1か所で受けられる「ワンストップ(キャリア)センター」を各州が整備することが規定されている。これにより、連邦の指導のもと各州でワンストップセンターの整備が進められている。

公的な職業能力開発専門の施設はなく、職業能力開発を必要とする者は、ワンストップ・キャリアセンターへ赴き、そこで相談の上、必要な場合には職業訓練実施者を紹介される。

職業訓練実施者には、大学、カレッジ、コミュニティ・カレッジ、民間の自動車学校、コンピュータ学校などがある。

(7) 外国人労働者対策

特集に記載。

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

週当たり名目賃金(民間非農業)の上昇率は、年々縮小を続け、2004年の2.1%から、2006年には4.2%まで上昇したが、その後鈍化して2008年は3.0%となった。

〈表2-8〉米国の賃金、消費者物価上昇率及び労働時間の推移

(%、時間、ドル)

年	2003	2004	2005	2006	2007	2008
消費者物価上昇率	2.3	2.7	3.4	3.2	2.9	3.8
週当たり労働時間(民間非農業)	33.7	33.7	33.8	33.9	33.9	33.6
所定外労働時間(製造業)	4.2	4.6	4.6	4.4	4.2	3.7
週当たり賃金(民間非農業)	518.1	529.1	544.3	567.9	590.0	608.0
賃金上昇率(名目)	2.2	2.1	2.8	4.2	3.7	3.0

資料出所 内閣府経済財政分析統括官付海外担当「海外経済データ」、連邦労働省労働統計局(BLS)ホームページ

(注) 賃金上昇率(名目)は、週当たり賃金(民間非農業)の前年比伸び率。

〈表2-9〉米国の労災死亡者数の推移

(人、%)

年	2005	2006	2007	2008	
				人数	構成比
死亡災害者数	5,734	5,840	5,657	5,071	100.0
民間計	5,214	5,320	5,112	4,549	89.7
農林水産業	715	655	585	651	12.8
鉱業	159	192	183	175	3.5
建設業	1,192	1,239	1,204	969	19.1
製造業	393	456	400	404	8.0
卸売業	209	222	207	175	3.5
小売業	400	359	348	290	5.7
運輸・倉庫業	885	860	890	762	15.0
電気・ガス・水道業	30	53	34	36	0.7
情報	65	66	79	45	0.9
金融・保険業	42	44	46	24	0.5
不動産・倉庫業	57	82	73	79	1.6
専門・科学・技術サービス業	82	78	77	66	1.3
ビジネスサービス業	399	381	399	323	6.4
教育産業	46	49	34	27	0.5
医療・社会サービス業	104	129	115	110	2.2
芸術・娯楽業	77	80	96	88	1.7
ホテル・飲食業	136	185	72	145	2.9
その他サービス業(公務除く)	210	183	175	172	3.4
公務	520	520	545	522	10.3

資料出所 連邦労働省労働統計局BLSホームページ

(注) 産業の判断ができないものについては、合計にのみ計上している。